

# 大月市空き家バンク 登録推進奨励金制度のご案内

大月市空き家バンクに**賃貸**物件を登録した、  
物件の登録者に対し、**3万円**の奨励金を交付します。

大月市に空き家をお持ちの皆さん  
大月市空き家バンクに登録して、空き家  
を有効活用しませんか??

## 大月市空き家バンク

自分の所有している空き家を「貸したい人」「売りたい人」の物件情報を、「大月市での生活を希望する人」「住宅を探している人」へホームページなどで紹介し、情報提供を行っています。



注) 市は、売買又は賃貸の仲介は行っていません。

仲介行為や賃貸借又は売買契約の締結については、市と業務協定を結んでいる公益社団法人 山梨県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会へ依頼しています。

詳しくは・ 大月市空き家バンク

検索



<http://www.city.otsuki.yamanashi.jp>

■■お問い合わせ■■

大月市役所 総務部 企画財政課

〒401-8601 山梨県大月市大月2-6-20

TEL:0554-23-5011 FAX:0554-23-1216

# 大月市空き家バンクに賃貸物件を登録した物件の登録者に3万円の奨励金を交付します。

## 事業期間

令和4年4月1日～令和7年3月31日（3年間）

## 交付対象者

大月市空き家バンク制度に基づいて、賃貸物件を登録をした物件登録者。

- ※ 期限内に申請書の提出が必要になります。
- ※ 空き家バンクに1年間の掲載を確約して頂きます。

## 奨励金額

※奨励金は予算の範囲内で交付します。予算がなくなり次第終了となりますので、あらかじめご了承ください。

**3万円（1物件につき1回限り）**

## ～奨励金の申請から交付までの流れ～

①大月市空き家バンクに賃貸物件を登録する。

②奨励金の交付申請（申請者→市）

「大月市空き家バンク登録推進奨励金申請書（様式第1号）」と以下の書類を大月市企画財政課へ提出してください。（郵送可）

- ①市税等に滞納がないことの証明書（納税証明書）
- ②確約書（様式第2号）

※申請は、登録した日から起算して3か月を経過する日又は登録をした日の属する年度の3月末のいずれか早い日までに申請書の提出が必要です。

③交付決定（市→申請者）

審査の結果、申請の内容が適当と認められた場合、「大月市空き家バンク登録推進奨励金交付決定通知書」を申請者に送付します。

④奨励金の請求（交付決定者→市）

交付決定通知書を受領しましたら、「大月市空き家バンク登録促進報奨金交付請求書（様式第5号）」を、大月市企画財政課へ提出してください。（郵送可）

⑤奨励金の交付（市→交付決定者）

請求書の内容を確認した上で、指定された口座に奨励金を振り込みます。

※この奨励金は、所得税法における一時所得に該当します。税金の申告については税務署へご相談ください。